

保育所の入所等に関する要領

令和3年12月10日制定

令和4年 1月 1日改訂

1 目的

この要領は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「支援法施行規則」という。）及び春日市教育・保育給付認定等及び保育所における保育の実施等に関する条例施行規則（平成26年規則第38号。以下「規則」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 教育・保育給付認定の取扱いについて

- (1) 育児休業等をする場合の継続利用に該当する場合（支援法施行規則第1条の5第9号）原則として、保育所入所中の児童（以下、「入所児童」という。）の保護者のうち1人が育児休業等を取得する場合に限り、入所児童について、育児休業等に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の末日までを限度として、引き続き教育・保育給付認定を行うものとする。（※父母が重複して育児休業等を取得する場合は該当しない。）

3 入所調整指数の取扱いについて

- (1) 複数の事由に該当する場合（規則第7条別表第1の8の項）

ア 別表第1の1の項（就労）、4の項（介護又は看護）及び7の項（就学等）のうち、複数の事由に該当する場合、家庭保育が困難と認められる時間を合算し、割合が多い事由に係る指数を付与する。

(例)

- ・ 就労110時間と就学（専門学校）110時間の場合 ⇒ 就労50点
（就労220時間（110時間+110時間）とみなし、就労160時間以上の指数を付与）

イ 複数の事由に別表第1の3の項（疾病又は障害。ただし、別表第2区分2の部10の項の規定により調整指数が加算される場合を除く。）が含まれる場合、該当する事由に係る指数の一方に3点を付与する。

(例)

- ・ 就労130時間と一般療養の場合 ⇒ 就労40点+複数該当3点
- ・ 内職130時間と一般療養の場合 ⇒ 疾病30点+複数該当3点
- ・ 就労130時間と身体障害者手帳3級 ⇒ 就労40点+複数該当0点+調整指数3点

- (2) その他の場合（規則第7条別表第2備考5）

ア 上記(1)に類する以下の場合、調整指数を付与する。

(ア) 就労、介護又は看護及び就学等のいずれか複数の状態に該当し、すべて単独では保育の必要性の認定基準（月64時間以上）を満たさないが、複数合算すれば基準を満たす場合は、家庭保育が困難と認められる時間を合算し、割合が多い事由に係る基本指数に準じて、調整指数を付与する。（※事由による基本指数は付与されない。）

(例)

- ・ 就労60時間＋就学（専門学校）60時間の場合 ⇒就労40点
（就労120時間（60時間＋60時間）とみなし、就労120～140時間の指数を付与）
- ・ 内職60時間＋就学（専門学校）50時間の場合 ⇒就労20点
（内職110時間（60時間＋50時間）とみなし、内職の指数を付与）

(イ) 就労、介護又は看護及び就学等のいずれか複数の状態に該当し、一方は保育の必要性の認定基準（月64時間以上）を満たし、他方は基準を満たさない場合は、家庭保育が困難と認められる時間を合算し、保育の必要性の認定基準を満たす事由に係る基本指数に準じて、指数を付与する。

(例)

- ・ 就労70時間＋就学（専門学校）60時間の場合 ⇒就労40点
（就労130時間（70時間＋60時間）とみなし、就労120～140時間の指数を付与）

(ウ) 別表第1の1の項、4の項又は7の項に該当（上記(ア)、(イ)を含む）し、かつ、保育の必要性の認定基準を満たさない疾病だが、「就労等が制限される状況である」と確認できる場合、保育の必要性の認定基準を満たす事由に係る指数に3点を付与する。（※合算後の指数は50を超えないものとする。）

4 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は個別に協議を行うこととする。